

小牧市監査公表第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和5年4月28日

小牧市監査委員 伊藤 二三

小牧市監査委員 稲垣 衿子

定期監査の結果に関する措置状況（市長公室）

秘書政策課

〔監査委員意見〕

- ・ 小牧市が令和3年度に内閣府により「SDGs 未来都市」に選定されたことから、小中学生が企業や市民団体から SDGs や社会について学び、自分のやってみたいことや夢を見つけてもらう「こまきこども未来大学」を開催し、なつやすみ講座等に 25 の企業や市民団体が参画し 463 人の参加があったとのことであった。

こうした取組が評価され、日本経済新聞社が調査した SDGs 先進度総合ランキングにおいては 709 市区中 40 位という結果となっている。引き続き、SDGs で掲げる 17 の目標の実現に向け、市民や企業とも協働しながら市を挙げて取り組まれない。

- ・ 小牧市民憲章に掲げる理想のまちの実現を目指して策定された小牧市まちづくり推進計画第1次基本計画について、市を取り巻く社会経済情勢の変化等を踏まえた改定を行うために市の施策に対する満足度を尋ねる市民意向調査や、同計画で設定している指標に関して現状を把握するため市民の行動や認知度を尋ねる市民意識調査を実施されているが、回収率は低いとはいえないものの、いずれも5割に達していなかった。

市民の声を計画に反映することに加え、調査自体に市の施策を市民に知ってもらう宣伝効果も見込まれることから、毎年実施している市民意識調査では、まず手に取ってもらい、さらに多くの有効回答が得られるような方法を検討し回収率の向上を目指されたい。

〔対応〕

- ・ SDGs の推進については、市民や企業を含め市全体で取り組んでいく必要があることから、令和5年3月から開始している「小牧市 SDGs 登録制度」を通じて企業や市民団体による取組を促進するなど、市を挙げて取り組んでまいります。
- ・ 市民を対象としたアンケート調査については、令和3年度から回答方法を郵送と WEB の併用とするなど回収率の向上に努めていますが、令和4年度に実施した調査の回収率はいずれも5割に達しませんでした。市民のご意見を幅広くお伺いすることは非常に重要でありますので、引き

続き、回収率の向上に努めてまいります。

広報広聴課

〔監査結果〕

(1) 契約事務について

契約書に貼付された収入印紙の金額が誤っていたもの

〔措置状況〕

- ・ 速やかに是正しました。

〔監査委員意見〕

- ・ 広報紙「広報こまき」については、高齢化の進展による広報の仕分け・配布作業が自治会役員の負担となっている現状や社会のデジタル化の進展とともにデジタル媒体を活用した情報発信が普及・浸透していることなどから、これまで毎月2回発行していたものを、令和5年4月号より月1回とし、配布作業の負担を半減させるとのことであった。

しかしながら、デジタル機器に不慣れな方が多い高齢者にとっては、依然として広報紙から多くの情報を得ていると考えられることから、文字の大きさや内容に配慮しつつ、図や写真、イラスト等を積極的に活用した見やすい広報紙となるよう取り組むとともに、デジタル媒体である市ホームページやフェイスブック、ツイッター、LINEなどの市の公式SNSを活用した効果的な情報発信に努められたい。

〔対応〕

- ・ 令和5年4月号から月1回発行とすることに伴い、「広報こまき」について、表紙デザインの変更やSDGs推進の新コーナー、紙とデジタルで連動して様々な市政情報を発信するための職員によるYouTube動画解説など、様々なリニューアルを行います。

デジタル機器に不慣れな方が多い高齢者に対しては、これまでも特定の記事の文字の大きさを変える、文字の色を濃くする等、配慮した紙面作成を行ってきたところですが、今後は「読みやすさ・見やすさ」だけでなく、少しでもデジタルへのチャレンジのお手伝いができるよう『デジタルへの橋渡し』の役割を担う広報紙を目指し、引き続き、より一層伝わる広報紙となるよう取り組んでいく予定です。

また、デジタル媒体での情報発信については、市ホームページや市公式

SNS をより一層強化していくことはもちろん、新たな取組として、市と包括連携協定を締結している CCnet との連携・協力により、ケーブルテレビで視聴ができる CCnet 「安全・安心 123ch」におけるデータ放送を活用した市政情報の発信及び「ウィークリーこまき」にて「広報こまき」の内容を紹介していきます。

さらに、47 行政ジャーナルの「ふるさと発信」を活用したスマホアプリ「スマートニュース」や、無料ニュースサイト「47NEWS サイト」への情報発信を新たに行うほか、Yahoo!JAPAN の公共情報発信機能を活用した行政情報サービス「Yahoo!くらし」への掲載など、さまざまなデジタル媒体を重層的に活用した「伝える広報」から「伝わる広報」を展開していきます。

行政改革課

〔監査委員意見〕

- ・ 指定管理者制度に関して全庁的な共通理解と円滑な推進を図るため「指定管理者制度に関する指針」を制定されているが、以下の点が懸念される。

指定管理料に関して精算を必要とする項目は定められているが、年度協定額と管理経費収支決算額との差額は余剰金として指定管理者の収入となっており、その額は施設によって大きな差が生じている。また、各経費の計上方法も指定管理者それぞれの判断基準により異なっている。

指定管理者に対する管理手法として内容が定められているモニタリングについては、年度途中における指定管理業務の検証体制が不足しているように見受けられる。

今後は現場に足を運ぶなど、各施設における指定管理の状況把握をすることにより、実情に即した制度設計を目指すとともに、施設所管部署の指導にも取り組まれない。

〔対応〕

- ・ 指定管理料の精算について、管理業務が適正に執行されている場合には、修繕費以外について経営努力によって余剰が生じた場合は、原則精算を行わずに経営努力として評価しています。年度協定額と管理経費収支決算額との差額は余剰金として指定管理者の収入となっており、その額は施設によって大きな差が生じていることについては、施設ごとに事業

規模が異なるため、施設間の比較ではなく、それぞれの施設に対して、指定管理者が得る利益が指定管理者の管理業務と経理の状況から客観的にみてあまりに過大であると認められる場合は、指定管理料の額の見直し、市への納付を含め適切な対応を行っています。今後も引き続き適切な指定管理者制度の運用に努めてまいります。

モニタリングについては、施設所管部署が年に1回、「業務の履行状況確認表」に基づいて確認を行っています。今後はモニタリングの実施後に施設所管部署から当該表の結果の提出を求め、必要に応じて施設所管部署に対してヒアリングや現地確認を行うことで、実情に即した制度設計を目指すとともに、施設所管部署の指導にも取り組み、モニタリングの強化に努めてまいります。

人事課

〔監査委員意見〕

- 今年度、行政職員を対象としたハラスメントに関するアンケート調査を実施したところ、「パワーハラスメントを受けたと感じたことがあった人」の割合は7.2%（96人）で、令和2年度に実施した前回調査時の12%（183人）から減少していたものの、依然として一定割合のハラスメントが発生している。なかでも「自由にモノを言える雰囲気ではない」との回答が最多であることから、上司が部下の意見に対し耳を傾けるような環境づくりなど職場の風土を変えることが重要である。

また、「外部ハラスメント相談窓口の設置」や「こころの健康相談員に悩みごとを相談できる」ことを知らない職員が一定割合いるため、これらについて周知・啓発を図るとともに、ハラスメントに関する研修の対象者及び内容をより充実させ、ハラスメントの根絶に努められたい。

〔対応〕

- ハラスメント外部相談窓口の設置に伴い、会計年度任用職員も含め全職員に名刺サイズの相談窓口案内カードを配布し、グループウェアを利用して「ハラスメント外部相談窓口」や「こころの健康相談」のPRを行いました。業務の都合上グループウェアを頻繁に見ることのできない会計年度任用職員のために、給与明細書に相談窓口の案内を掲載し、周知に努めておりますが、引き続き外部相談窓口の周知に努めてまいります。

また研修については、職務経験年数に応じたハラスメント防止研修を継続し、令和5年度は会計年度任用職員を対象としたハラスメント研修を行う予定としております。研修等を通じて自由に意見が言える心理的安全性の高い職場づくりに努めてまいります。